

議第73号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年 4 月26日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

県道大津草津線の信号機の設備不備による事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

1, 5 2 2, 7 5 8 円

（参 考）

平成28年 8 月25日（木） 7 時45分頃滋賀県大津市島の関地先の県道において、信号機の設備不備により、
氏ほか1人に対し、損害を与えたことによる賠償金である。